○三〇七・九一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの水棲無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）		A
	貝柱及びいか		X
	その他のもの		
	はまぐり		X
	その他のもの		
	赤貝（生きているものに限る。）、うに及びあわび		X
	くらげ	七%	B10
	その他のもの		
	あさり及びしじみ		X
	その他のもの		
	軟体動物		X
	その他のもの	七%	B10
○三〇七・九九	その他のもの		
	冷凍したもの		
	うに、くらげ及びなまこ		
	うに		X
	その他のもの	七%	B10
	その他のもの		X
	うに、くらげ及びなまこ		
	うに		
	その他のもの		X
	その他のもの	七%	B10
	その他のもの		X
第四類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品		
○四・○一	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）		X
○四・○二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）		X
○四・○三	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）		X
○四・○四	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）		X
○四・○五	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド		X
○四・○六	チーズ及びカード		
○四○六・一○	フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード		X
○四○六・二○	おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。）		X
○四○六・三○	プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）		X
○四○六・四○	ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ		X
○四○六・九○	その他のチーズ		
	別添一のナチュラルチーズの表に掲げるナチュラルチーズ		Q (Qb)
	注　関税上の特恵待遇を受けるために必要な申告を付さなければならない。当該申告のために必要な手続については、別添二で定める。		
	その他のもの		X
○四○七・○○	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）		
	ふ化用のもの		A
	その他のもの		X

○四・○八	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
	卵黄		
○四○八・一一	乾燥したもの	一八・八%	B15
○四○八・一九	その他のもの	二〇%（その率が一キログラムにつき四八円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15
	その他のもの		
○四○八・九一	乾燥したもの	二一・三%	B15
○四○八・九九	その他のもの	二一・三%（その率が一キログラムにつき五一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15
○四○九・○○	天然はちみつ		X
○四一○・○○	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）		A
第五類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）		
○五○一・○○	人髪（加工してないものに限るものとし、洗ってあるかないかを問わない。）及びそのくず		A
○五・○二	豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくず		A
○五○四・○○	動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）		A
○五・○五	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるかないかを問わない。）並びに鳥の綿毛（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）並びに羽毛又はその部分の粉及びくず		A
○五・○六	骨及びホーンコア（加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠したものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず		A
○五・○七	アイボリー、かめの甲、ホエールボーン、ホエールボーンヘア、角、枝角、ひづめ、つめ及びくちばし（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず		A
○五○八・○○	さんごその他これに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限る。）並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず		A
○五一○・○○	アンバーグリス、海狸香、シベット、じゃ香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）並びに医療用品の調製用の腺その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）		A
○五・一一	動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物で生きていないもの（これらのうち食用に適しないもの）		
○五一一・一○	牛の精液		A
	その他のもの		
○五一一・九一	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第三類の動物で生きていないもの		
	魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵		A
	その他のもの		X
○五一一・九九	その他のもの		A
第六類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉		A